

平成 25 年度 第 1 回 理事長選考会議 会議録

日 時 平成 25 年 11 月 21 日（木）午後 1 時 30 分～3 時 20 分
場 所 大阪市立大学 梅田サテライト 小講義室
出席者 石河委員、柏木委員、鈴木委員、野村委員、日野委員、吉川委員

I 議 事

1 議長選出について

公立大学法人大阪市立大学定款第 10 条第 7 項の規定により、柏木委員を議長として選出した。

2 会議の公開について

原則非公開とするが、意思決定過程の透明化を図るべく、議事録についてはその詳細をホームページにて公開する。

3 理事長選考について

- (1) 選考方法について、従来の手法にとらわれることなく、大阪府市新大学構想会議による「ガバナンス改革について」の提言の趣旨を踏まえ、推薦を受けた候補者から理事長を選考する方針を決定。
- (2) 理事長選考規程、理事長任期規程、理事長解任規程を一本化し、改正理事長選考規程とした上で、実施細則を制定することを承認。規程の制定及び改廃内容については、当会議の議論を反映させた規程案を作成し、後日メール会議にて第 2 回理事長選考会議を速やかに開催し、承認することとした。
- (3) 規程の制定及び改廃後、速やかに候補者の推薦募集の告示を行うことを承認。募集は約 1 か月間行うこととする。
- (4) 第 3 回理事長選考会議は候補者募集の終了後、年内に開催し、募集結果の確認に加え、選考方針等について審議することとした。

II 主な意見交換内容

1 議長選出について

(委員)

前回の理事長選考会議においても、副理事長に議長を務めて頂いたとのことであり、事務局とも常に密接に連携を取りやすいという点からも、柏木委員が適任であるかと考

える。

(事務局)

議長の選出について、柏木委員の推薦があったが、いかがか。

(一同)

異議なし。

(事務局)

それでは柏木委員を議長と決定し、以降の進行を議長にお願いする。

(議長)

それでは、理事長選考会議規程第5条第3項に定める議長の職務代理者の指名を行いたい。外部人材として会議に参加いただいております。また、幾つかの大学でも学長選考会議に参画されたご経験をもたれている野村委員に議長職務代理者をお願いしたい。

<一同了解>

2 会議の公開について

(議長)

会議の公開・非公開について、忌憚のない意見交換を目的として非公開としたいと考えているが、会議の透明性を図るべく、要点メモということではなくて、議論経過の詳細がわかる議事録を作成し、公開していきたいと考えているが、いかがか。

<一同了解>

(議長)

それでは、会議自体は非公開、詳細な議事録をとって公開をするということで進めさせていただきます。

3 理事長選考について

(議長)

統合や改革といった課題に直面している市立大学に相応しい理事長、学長を選考できるよう最大限努力をいたしたいと思っております。新大学構想会議からのガバナンス提言についてであるが、資料の2ページのところでは、学長選考の考え方についてが書かれており、全学的な意向投票については廃止という提言が出ている。その理由としては、意向投票を行わないほうが、学内部局間、キャンパス間、あるいは教員間でのしこりを残さないということで、教職員からの推薦により候補者を出す旨の提言が出されている。

事務局に確認をすると、この提言の内容を規程化したものは素案として作成していると聞いている。10月の提言に基づいて今の選考規程を変えると、このような形になるのではないかというものである。

もう一つ、この間、経営審議会の外部委員に、理事長を選考するに当たっての意見と

して集約したものをまとめている。それぞれ委員からは、選考方法や、この市立大学を取り巻く状況下においてどういった人材が求められるのか、その人物像など、コメントがあったものについてまとめられている。これらを参考資料として、これからの議論に使っていただけたらと思う。これらの資料を持ちながら、意見をいただければと思っている。この2種類のペーパーを配っていただきたい。進め方などで意見があればお願いしたい。

(委員)

我々は新大学構想会議の委員もしていたので、提言の趣旨、なかでも候補者は推薦によるというルールは当然のことと感じているが、教員の方々にとっては、その辺りのところを理解してもらえるのかどうか。そうでないということであれば、議論が進まないのではないかというところもある。今までは意向投票という形が、大学自治のなかで過去の市立大学では続けられてきた。そこを、今回の理事長選考は時期も時期であるし、暫定的な要素があるので、このように外部環境が非常に流動的な中で責任を果たせる理事長を選ぶにはどういう方法がいいのかということ併せて考えれば、提言にも書かれているとおり、推薦ルールにしたほうが、適っているように思う。

(議長)

構想会議の提言について、学内周知がどれほどできているのかというのは、それぞれの教員の受け取りの問題にはなるが、執行部としては、節目・節目での議論内容については随時お知らせして共有しているつもりであるが、その説明の巧拙もあるので、その認識のところは少し、教員から委員になられた方の意見も聞きたい。

あと、もう一点、今回の選考は暫定的なものであるという指摘であるが、これはまさにそのとおりである。提言は、新大学になってからのガバナンスの提言であるが、今回の選考にあたっていいところは先取りしようというもので、形式的には今回に限っての取り組みということになる。提言自体は新しい大学になったときの姿ということなので、そのいい部分は先にとろうということで、今回の理事長選考に生かせるものは生かしていきたいということである。

(委員)

一応、周知を行ってもらっているので、市大の構成員である各教員には、このような提言が出ているということは話がされている。今まではとりあえず意向を投票することで、各個人が自分の意思を表現するという、比較的わかりやすい方法であったが、推薦方式になったときに、どういう形で推薦をやればいいのかという、経験がないこともあるので、つかみづらいということはあるかもしれない。一応、素案にも、推薦の必要人数が書かれているが、今、やっておられるどこかのいろんな政党の党首さんを選ぶときの推薦人のような形で、何人必要だというようなことは、そういう方法論としては理解できるのであるが、では実際に理事長、学長を選ぶときに、それぞれがどういう役割を果たしていくのかというのはちょっと多分、まだわからない、つかみづらい、どういうことをすればいいのかということがわからない状況ではないかなというふう思う。よしあしの場合、多分そ

ことがわからない状況にあるのではないかというふうには感想として思う。

(委員)

教員が、それぞれがどういうふうにしていいかわからないという、そういう意味であるか。

(委員)

そうである。恐らく、今まではどちらかというところ、投票権のある教職員が投票するという、いわば個人個人が推薦というようなことになると思うが、今度は、何人かが集まって誰かを推薦するという形で、そのときに、どういう集まり方があるのか、あるいは、推薦したいときに、誰が誰にどう声をかけて、何をどう推薦するのかというような、そういうことを今までやっていないので、我々としてもどういう形で出てくるのかというのはまだよく理解できていない状況にある。そこに若干の心配はある。出てきたものに対して、我々、選考会議が選考していかなければいけない。どんな形で出てきて、それをどういう基準なりで評価するのかというところはなかなか難しいので、もちろんここで議論させてもらえんと思うているが、そこが多分、構成員、我々、選考委員などもそうであるが、なかなかイメージしにくいところなのかなというふうに思っている。

(委員)

ただ、今回はある意味でかなり特殊な状況で、新大学への統合に向けての取り組みをする中であるので、割と選考がしやすいというか、候補者がかなり絞られる中であるので、この選考会議で十二分に選考できるかなという安心感は、今回はある。

ただ、将来的に複数の有力な候補者が出てきたときに、最終、この選考会議で決めなくてはならない。そのときに、ここで面談して決められないような、甲乙つけがたいような人が出てきたときに、今までであれば、最終的にはこれまでの規程においても、複数の候補者があって、選考会議で決めることは決めるのであるが、ただし、ちょっと目安として、意向投票のデータが出てくるので、落ちた人にとっては納得しやすいということがあった。データとして、この人はこんなに獲得票数が悪かったので、落ちて当然ですという形で、我々としては説明しやすかった。しかし、もしも将来的に有力な候補者が複数出てきて、選考会議がこの人は通してこの人は落とすというときに、フィルターとして、この人を落とすという客観的なデータが乏しくなるので、今回、この議論をするべきではないと思うが、意向投票を行わないという点はそれでいいが、もう少しデータが出てくるような選考にしないと、候補者を絞る判断が難しくなる気がする。将来的に、有力な候補者が複数出てきたときに、極端に言えば面談だけでできるのかなというところが少し心配である。今回、話にもあったように、ガバナンス提言を早く取り入れていこうということで、従来の意向投票の形は回避すべきであるというような雰囲気は学内でも認知されているので、その点はそれでいいかと思うが、推薦方式による選考の方法について、何かそれ自体もうちょっといいやり方がないかなというような意見も、もしかしたらあるかもしれない。今回は、この点を突き詰めていく状況にはないと思うが。

(委員)

どのような候補者が出てくるかは、今回もわからない。教員もたくさんいるので、今回も、異例な人が推薦される可能性はある。

(委員)

今回は、先ほどの経営審議会でも意見があったように、統合という重要なターニングポイントの時期で、理事長・学長もこの間の経過に詳しい人でないと難しいということであるが、やはりこれは本当にそのとおりで、今までずっと大学改革、主として統合などの議論をして、一定の準備を続けていく中で、それもちやぶ台をひっくり返してしまうとか、全く違った方向にという話になると大学運営の一貫性というのが欠けるので、もちろん自発的な意見の議論をさせていただくのは構わないと思うが、やはりそういった大学の現在の状況を見て運営できる人というのは限られてくるのかなとも思う。

(委員)

選考方法と対象者の条件ということについて、今の議論を聞いていると、あとのほうの話はどちらかと言うと、今回の理事長、学長の選考に関する候補者の選考について必要要件なるものがあって、今回の理事長、学長として求められるのは、こういう人ですよという、そういう人を推薦してくださいということで、条件をつけるべきという気がしている。ガバナンス改革の提言でも「中期計画を効率的に実行し、大学改革をリードできる人材を選任すること」とあるように、そういう人を選考することなので、そういう推薦者でないといけないということがここでも述べられている。推薦方法でやるというよりはむしろ、そういう人を、という条件的なことが先にあって、その上でそういう人物を選ぶために、選考方法は推薦でやると。そのかわり今、議論があるところであるが、その対象となる人、推薦されるべき人はこういう条件の人だということに進めるということであれば、先ほど冒頭に述べたが、誰が、どのグループがどんな人を選んでいいのかわからないということについては、一定方向がつくということになるのではないかと思う。今回、今の時期に、これからいろいろ困難を克服していかなければならないというときに、こういう人が必要でしょうということを選考会議が決めて、こういう人を対象に推薦いただくような方法で、最終の推薦候補者を推薦いただくような、そういった募集の方法にすれば、先ほどの話のように、いろんな人が出てくることはないのではないかということだと思う。

(委員)

さきほど話にもあったように、このガバナンス改革をつくるときに思い出すのは、新大学構想会議が、このガバナンスを議論するのは果たして妥当かどうかみたいなの、最初にそういう議論があった。というのは、新大学のビジョンをやるためにつくられた有識者会議であるというのが、去年の暮れまでの位置づけであった。その後、ガバナンスというと、学長選考もそうであるし、学部長選考であるとか、大学の様々な課題、これは統合とはある意味一線が切れている。つまり、統合があってもなくても、やはりガバナンスというのは大事ですよというので議論しているの、そういう意味では、このガバ

ナンス改革というのを新大学構想会議という名前で出しているのは、いろんな矛盾があるというのは構想会議の中でも話があって、それはそのとおりだと思っている。

最終的に、これをつくる時に感じたのは、統合ということを前提につくっている部分もあるけれども、統合なしでもやはりガバナンス改革をやらなくてはいけないというところはある。私の意見としては、例えば、学長選考における意向投票なんていうのは別に統合があっても、なくてもやはり適切ではないと思っている。そういう意味では、このガバナンス改革の提言というのは、統合がなくてもやらなくてはいけないというのがずっとあって、それを多分、先取りするという意味で今回、それが大学改革であるということが入っているものだと思っている。

今の時期なので、統合というのが相当、今度の学長、理事長は、もちろん推薦する方も、あるいは選考会議でもそれはあるんでしょうが、もちろんそれと一応、統合とは一線離れても、やはり大学が将来、本当に大学のガバナンスを確立させていくためには、学長、理事長はやはり分離したほうがいいんだろうとか、あるいは、選考の方法では外部の委員からもっと意見をとるというのは、統合にかかわらず進めていくべきであると、そういうふうはこの提言を理解している。

(委員)

そういう意味では、今、言われたように、従来のような意向投票というのは、ガバナンス改革の中でやはり適切でないのではないかと提言がされているので、それについてはそのようにすべきであろうかと思う。ただ、先ほど、学内の教員の意見がどうなのかという話に関しては、従来のような意向投票を回避する点についてはそれほど異論ないと思うのであるが、先ほど話したように、本当に有力な人たちが複数出てきて客観的なデータなどをなしにこの選考会議の中だけで面談等で決められるかなという心配はある。この話は、今回についてはそこまで詰めなくてもよいと思うが。

(委員)

小学校から、民主的に選ばれる方法というのは、学級委員から何から全て意向投票を行っていた。今まで、この年になるまで、頭の中に染みついている。例えば、大阪市大であれば、非常に学園紛争が厳しくて、その後、民主的な、例えば、病院長、医学研究科長を決めるのはどういう方法がいいかということで、恐らく、びっくりされるでしょうが、学生の意見をまず投票で聞いて、看護師さん意見を聞いて、職員の意見も聞いて、教員の意見を聞いている。それで、病院長とか医学研究科長のベスト3まで決めて、最後、決選投票ということをしているわけである。これほど民主的な方法はないと、私はほかの大学にも自慢してした。

ところが、医学部は非常に封建的なところがあると思うのであるが、私学では、当然のことながら、理事会がほぼ全ての人事権をにぎって、教授選考でもかなり理事会が戦略的な人事を行っている。最近も大阪府下の市大の近所の私立大学が、教授会で決まった議長の報告から、理事会で全く別の人事を行ったということがあったそうである。こういうことが、以前では非常に変なことをするなという感じがあって、大阪市大はそう

であってはならんと思っていたが、しかし、非常に優秀な人間が選ばれている。これも将来の戦略的なことを考えると、この人間はもともと立候補していなかったので、教授の選考に関しては、そういう時代になってきたのであろうなと感じた。

そうすると、我々、今、理事長の選考委員になってみると、6人の責任が非常に重くなる。やはりそれぐらいの責任を持って選ぶ必要があるのではないかと感じている。ひょっとすると、もう大学を歩けなくなるときがあるかもわからないが、そういうぐらいの覚悟はやはり必要ではないかと思う。いい機会を与えていただいたなと思っている。できる限り真剣にこれを考えたいと思うし、ひとつもの凄く大きな関門がこの後、待っている。府立大学と大阪市立大学が本当に統合して、学長を一つに絞るときには、これはこの選考会議が恐らく2つに分かれていると思う。この中で一本化するには、内部だけでいきますと、これは相当大変なことになると思うが、外部委員がいるということで、我々も余りのぼせないで、ディスカッションできるのではないかなと思っている。やはり愛校心というのものもあるし、もう一つは自分が去って行った後の大学の、将来のあり方はどうあるべきかという自分なりの考え方もあるので、そういうことを考えると、今までの氷ついた考え方を消すのはなかなかしんどいが、自分の責任において、できることというのはやはりあるのではないかなと感じる。この機会を大事にしたいし、このプロセスをできるだけ心にとめて、皆さんに公表する必要があると思う。それをその後、ディスカッションするのはいいことであると思う。

(委員)

今も病院長の選考は、投票を行っているのか。

(委員)

2年前はそうであった。今は、新しい方法、学長が選考する方法になっている。一つには教授選考が従来と全く違う方法で、新しい教授が数人選ばれたので、これが我々にとっては年貢の納めどきという感じになった。彼らは我々の選ばれ方とは違うわけである。それが別段、怪物がなったわけではなく、我々と一緒に仕事もやっているのだから、それが正しい考え方なのかなど。病院長にとっては、従来の方法はいい面もあった。新しい何かのことを押しつけなあかんときは、あなた達が僕を選んだではないかと言えるので。そこはいいところであったが、この方法もだんだん老朽化しているところもあるのだ。新しい方法を一つ選んで、その辺によってどうなるかということも大事なことであると思う。

(委員)

各委員の話を聞いていても、大体意見が一致しているので、ガバナンス提言を基にした素案をたたき台に議論していくのがいいのではないか。

(議長)

今、大学にとって初めての選考方法、推薦の方式に不安があるという意見や、また、未来永劫このやり方がいいのかという意見などをいただいた。ここからは、何かベースにということで、今、委員から意見があったように、とりあえず提言の内容を規程化し

た素案があるので、それをたたき台として意見なりいただいて、内容を丁寧に深めていくということで進めていきたい。

経営審議会委員から、選考方法に関する意見をまとめたペーパーのところに、素案の第5条のところで、専任教職員では20名、あるいは、素案第5条第1項では5名という人数設定があるが、もう少し門戸を開くべきとの趣旨の意見があったが、そのところを補足いただけないか。

(委員)

この素案は、先ほどのガバナンス改革の趣旨というものがそれぞれ付度されてはめ込まれると思う。人数という数字のところについては、ガバナンス改革のほうをイメージしたときは、例えば、一般教職員20人とか、あるいは、5人以上とか書いてあるのは、一応、イメージとしては、新大学となるとしたら教員の数も倍になるし、学生も倍になるし、職員も倍という、そういうイメージが我々にあった。

そういう意味では、仕組みとしては、この新しい素案で付度されているけれども、分量のほうは、やはりもう少し実際のこの大学の規模とか、あるいは、今の状況で、なかなか推薦という方式を、なかなか教員、職員の方もイメージがわからないとか、あるいは、非常に難しい時期なので、推薦される方ももうちょっと平穏な時期ならやってもいいけどというようなケースもいろいろ考えられる。そういういろんなことが考えられるので、少しでも条件は、規模の面は当然、現状の市大に合わせて入れるべきだし、この時期ということも考えて、より、学内意向が反映するというのも考えて、ガバナンス改革でも考えていたのであるが、さらに門戸を広げたほうがいいだろうという感じを持っている。

そうすると、素案第5条第1項の部分については、人数的には3人以上ぐらいが妥当だろうという感じがする。それから、教職員のほうを20人というのも、それも10人ぐらいで妥当かなという感じがしており、その辺りの仕組み自体は付度されているが、量的なものはそのくらいに緩和するとちょうど妥当だろうという、そういう意見として述べさせていただきたい。

それから、もう一つは、従来の選考規定の中に、第7条第2項というのがあって、これは、従来の意向投票をやるときの推薦という以外に、推薦者がいてもいなくても、選考会議というのは従来ももちろんあったわけで、その選考会議が別途、例えば、外の先生をどこから連れてくるなんていう場合ももちろんあり得るわけで、そういうことは従来も想定していた。この規定は、今回の場合も、学内からといってももちろん外の人を連れてくることもあるだろうが、選考会議自体が別の観点から候補者を持つてくるといことは当然、あってもいいだろうとあって、そういう観点から、従来からあった現行規程第7条第2項、ここは今後とも残しておいたほうがいいのかと思う。今でもいろんなケースが考えられて、もしも仮に誰も推薦がされないなんてことがあっても、ちゃんと候補者としての、ここでの候補者は学内の推薦ではなしにちゃんと推薦は選考会議から出せるという規定は、従来と同じように残しておいたほうがいい。そう

いう感じがしており、数字の変更をしたほうがいいのではないかとということと、それから、今のように、従来の規定にあるように、選考会議としての推薦は出してもいいのではないかと、この2つはやはり修正されたほうがいいと思う。

(委員)

今の2点目のほうの件について、素案第4条第1項は、選考会議の委員に対して推薦を求めるという規定であるが、これは選考会議から推薦を出せるという、そのところを言っているのか。素案第4条第1項は、選考会議委員に対して推薦を求めるという規定になっている。第2項のほうは、そうではなくて、経営審議会委員なんかは、この選考会議に対して推薦するとなっています。ということで、ちょっと第1項と第2項の関係が、今、指摘のあった2点目の件のことを意図しているのか、そうでないのであれば、ちょっと第1項と第2項の関係がよくわからないということで、それもあわせて質問したいと思っていたのであるが。

(委員)

加えて、選考会議は過半数で決めるのかとか、議長も入って過半数なのかといったことが規程に書かれていない。

(事務局)

今、委員御指摘のとおり、2点目の件と少し重複するところが出てきているので、この素案第4条第1項は、委員お一人でも推薦できるというような趣旨になっているので、この条文を省くか、もしくは2点目の件の趣旨を入れるかということで、そこを再度、文面調整させていただきたい。

(委員)

選考の方法についてはどうか。我々、選考委員が選考をする方法である。そのやり方がどこにも書いていない。

(委員)

選考会議の中の意思決定で、投票をやるというのはおかしい。候補者の意向投票をやめておいて、選考会議の中では多数決をやるというのは相当、おかしくて、やはりこれは会社でも協議して決めるのと同じで、話し合いをして、ここに一本化するというのは選考会議の責務である。そこが、一点に調整がつかなくなるなんていうのは、それはやはりこの委員の責務を果たせなくなるので、そういう意味であえて書かないのが通例である。採決によるなど書いてはおかしい。いろんな事例を見ても、採決とは書かない。ただ、実際にはまともらなくて、採決をやっているところも中にはあるにはあるけれども、それはある意味では調整能力がないということである思う。

(事務局)

まず、先ほど委員の指摘についてであるが、事務局としては、第4条第1項が重複しておりますので、ここを削除し、項を繰り上げるとともに、第5条の末尾、第4項に選考会議が別途2名以内を推薦できるという、いわゆる理事長選考会議が2名以内において加えることができるという現行規定、こちらのほうを追記したい。

また、選考会議の中でどのように決めるかということに関しては、現行規程、理事長選考会議規程をごらんください。現行の理事長選考会議規程は、まだ選考方法にかかわらず、現行規程として生きておりますので、この規定の第6条、第7条が議決事項と申しまして、3分の2以上が出席し、過半数、可否同数の場合は議長の決するところによるという、会議の手續のみではあるが、規定をしている。

(議長)

選考会議規程というのに議決の際の定足数や過半数原則が書かれていて、この素案というのはどういう位置づけになるのか。

(事務局)

素案は、選考規程であり、現行の選考規程、任期規程規定及び解任規程を一本化したものになるので、選考会議規程だけが生き残る形になる。

(委員)

選考規程が一本化されて変わって、その親規程である選考会議規程は生き残るということか。

(事務局)

そうである。

(議長)

確認になるが、現行規程として選考会議規程があつて、それに加えて選考規程というものがいわゆる意向投票について現行では規定されているが、ガバナンスの提言を踏まえて整理するとこの素案という形になる。意向投票を規定している現行の選考規程が、素案のような規程に変わるというイメージになる。

(議長)

今、人数に関して教職員から20人というのは、これは提言でそのように書いてある。新大学というのは規模も大きくなるということから、ボリューム感でいうとやや少なくしてもいいのではないかという話と、今の状況は難しい時期なので候補者が誰も出てこないかもしれないので、選考会議からも候補者を加えることができるようにするという話があつた。先ほど、経営審議会委員の意見ということで、むしろ難しい時期なので、候補者が乱立するかもしれないし、逆に全然出てこないかもしれないといった意見、これはまさに推測の話ではあるが、そういった意見もある。ガバナンス提言を受けた素案の規程を基にした場合に、委員からの話があつた、推薦要件を少しダウンサイジングして、門戸を広くしたほうがいいのではないかということと、それと、乱立か候補者なしかは全くわからない話になるが、選考会議から候補者を加えるかどうかについても、決めていかなければならない。

(委員)

後段のほうは、「～できる」という文面なので、候補者が大勢出ればやらなくてもいいし、全く出なければ追加できるということで、規定として入れた方がよい。

(委員)

今まで議論があつて、候補者がほとんどないかもしれないという可能性も考えると、今回、推薦に関しては広く募ることができるようにという趣旨は理解できるし、人数のハードルを下げて推薦の門戸を広げる形にするということは、それでいいと思う。

あと、それから、どうしても候補者が全然、出てこなかったときのために、これはもう既に従前から選考会議自身が候補者を追加できるという規定はあるので、それは今回もあつたほうがいいかなと思う。

(委員)

少しわからないのであるが、この重大な時期に推薦するような人があつて、例えば、1名推薦されてきたとして、それで、1名では少ないからと言って、選考会議であと2名考えて出すのか。候補者が1名しか出てこなかったら、もう2名ぐらいふやしてもいいのではないかということか。

(委員)

この選考会議で、やはりもう少し候補者がいたほうがいいのではないかという判断で、できるということなので、必ずしなくてはいけないことはない。1名のみ候補者が出てきて、選考会議において追加の候補者を出す必要もないだろうということをやっと判断したのであれば、無理に出す必要はないと思う。基本的にはやはり選考会議ではなくて、推薦されてきた方が一番いいので、我々はそこから選ぶということが、基本の形にはなるものだと思うが、少しその辺りが、「加えることができる」という文面なので、難しいところがある。

(委員)

「加えることができる」という規定なので、加えるのかどうかを選考会議が判断しなくてはならない。それは、推薦された候補者が出そろった段階で、その判断をしなければならぬということになる。ある意味でいうと、最初から相応しくないだろうという人しか推薦されなかったら、もう少し相応しい人を選考会議で考えるということになるかと思う。

(委員)

ゼロということもあり得るだろうと思っている。というのは、本人の承諾なしでは推薦もできないわけであるから、幾ら周りが推薦したくても、本人が嫌だと言えば結局、ゼロもあり得るだろうと思う。そういうときは、選考会議が責任をもってどこかから探してくるしかないということになる。

(委員)

そういうことは本当にあるだろうか。

(委員)

あらゆる可能性に対応しなければならないので、規定としては整備しておいたほうがいいのではないか。

(委員)

もう一つ先ほど、議論があつたように、選考に関して候補者の資格についての条文が

素案の第3条だけなので、それだけでいいのかな、という気がする。選考に当たっては、資質の問題があって、業績の問題があって、それから、アカウントビリティであったり、いろんな項目を見ていく必要がある。それと、推薦者がどこを表しているのか、さきほどの話にもあったように、ある段階で選考会議がわざわざ推薦しなくてはならないときは、もちろんポイントが多いということになる。何せ2人推薦で出てきても、3人出てきても、スコアリングみたいなことはしなければならない。客観的にという話があったが、要するに推薦者が多い1番人気が出て、だけれどもより推薦が少ないけれどもその人を選ぶというときに、客観的な理由というものが必要となる。それは、その都度基準を作るということになるであろう。選考の時期の時代の背景がそれぞれ違うであろうし、その時に要求される理事長の資質は、変わって当然である。

(委員)

今回は、このような方式でやるのは初めてなのでそこまでできていないかもしれないが、やはり少しそういったことも将来的には、どの項目で何点とってというような客観的にわかるスコアリングをしないといけない。

(委員)

そういうのをやっているところはある。この選考会議の中で項目表みたいなのがあって、それをランクづけする。ただ、それをやったにしても、今度はそういうものを公表する、つまり候補者への説明責任をどこまで果たすかというときに、果たすことは大事ではあるけれども、点数をつけたものをどこまで出せるかというのはまた難しい問題になってきてしまって、結局、最後に選ばれたときには、委員長名で、これこれこういう理由でこの人を選びましたという、そういうふうなプレス発表用の資料がどこの大学でも出しているが、そこに点数などをどこまで書けるかというのはまた難しい。

(委員)

それは、そこまで要らないと思う。そういう要素で見たいらいい。そういう要素、項目でもって客観的に判断をしているということが言えればいいのではないか。

(委員)

これは一般的にいろんな選考があるかと思うが、候補者から開示請求を受けたときに、何を出すのかということと、選ばれた根拠に対して、異議申し立てみたいなものが起こり得るかもしれないということで、客観的な指標という話があると思う。この辺りについて、選ばれた人についてはその理由を公開することになるのであろうが、開示請求や異議申し立てが起きたときに、どこまで開示して、どこまで説明することになるのか、考えなければならない。

(議長)

それはもう、詳細な会議録をもって説明責任を果たせばいいというように考えている。

(委員)

結果に対して、その結果に至る議論内容から判断してもらおうと。

(委員)

要するに、選考会議の中で、選考する際の指標となる項目をしっかりと考えておけばいい。各項目が何点であったかの開示は別の話であるが、そういう項目で全体的なバランスを見て選びましょうということで、ある方を選出したということであれば、説明責任は果たせるのではないか。

(委員)

項目については、ある程度公開していくほうがいい。あと、選考に際しては選考会議の中で最終的には意見を一つにまとめ上げていくということであるが、現行の選考会議規程での多数決制の規定について、もちろんここで変えようと思えば変えられるかと思うが、この点についてはどうするか。

(委員)

従来もこれはあった文章なのであろうが、ただ、従来も多分、過半数で採決なんてことはやっていないであろう。

(議長)

意向投票をやっていたので、その一番上の人間で基本的には推薦しましょうということで、よろしいかということで、恐らく、2番目がいいなということにはなっていないで、全会一致で決まっていたのだらうかと思う。今回の場合は、先ほども話があったように客観的なデータというものが無いので、結局、採決があり得るかという、あり得るかもしれない。ただ、先ほど議論もあったように、私としては規定は置いておいてもらって、精神としてはできるだけ回を重ねても全員が一致できるように議長としては努めていきたい。

(委員)

さきほどの委員の話聞いていて、当然、そうすべきだと思った。そこまで、委員みな腹をくくって、決めていくというプロセスは要と思う。

(議長)

今回、状況でいうと、むしろそうなんだろうという気がする。先ほどの議論のように、いろんな候補者がいた中で、今回、理事長として相応しい人はこの人であるというように、選考会議でも挙党体制で選ばないと、やはり多数決では、今回のこの時期に選ぶという場合に馴染まないだろうと思う。ただ、手続きとしてこの規定は残しておくほうがいいのではないか。

(委員)

選考会議の議事の手続きは一応、残しておいて、基本的には全会一致を目指して決めていくということではないか。

(議長)

そういう人を選ぶということになろう。

それでは、数のところを少し門戸を開くということで、人数のハードルを下げるということに加えて、いない場合も想定しながら、より相応しい人を選考会議で加えることができる規定を入れていく方向で調整をするのと、採決という手法が選考会議規程にあ

るが、それは残しつつ、やはりこの時期の選考ということなので、選考会議委員の全員が一致できる人を選ぶという精神で選考するという形をお願いしたいと思う。とりあえず、先ほども議論があったが、推薦方式によるというのも初めてのことで、戸惑いもあるが、ガバナンスの提言を踏まえながら、今回の議論内容について修正を行いたい。メールでとりあえずは一度送付して、意見をいただくということで進めさせていただきたい。

あと、設立団体である大阪市の意向としては、議会には理事長と学長を分離する変更案というのが今出ているので、その採決結果がはっきりすると、この選考会議は学長ともなる理事長を選んでいるのか、あるいは、学長職単体を選ぶことになるのかということが、明確になろうかと思う。

(委員)

そのスケジュール感はどのようになっているか。

(議長)

スケジュール感は、2日前の19日に、上程がされており、明日、その議案については委員会へ付託されているので、そこで審議される。その委員会の態度、答弁の状況を含めて、29日の本会議で、その議案について賛否を問うことになる。この採否というのが可決する場合でも、一部修正の上の可決というものがあれば、いろんな可決の形もあろうかと思うし、継続審議というのも考えられるので、これはちょっとまだわからないというところである。

(委員)

この理事長選考会議の位置づけについては、もう既に提出された議案の中で明確に書かれている。定款変更議案の附則の2の部分に一切書かれているので、これが通ったときには、この理事長選考会議を学長選考会議にみなすというふうに、ここで書かれているので、それに合わせてするということになる。

(議長)

もうなかったことにするという事はないので、相応しい人間を選んでいただくということに、そこに変わりはない。

(委員)

大学から候補に出る人は、そのことは十分に頭に浮かべて出るでしょうからね。

(委員)

ややこしいですよ。もし、継続審議になって、なおかつ2月の議会上程ということもあり得るとなると、これは、まだ年度の中でもう一度、自分で頭を痛めなくてはならない事態があり得るのではないかと少し心配している。継続審議で、2月ごろにまたやるということはあるのか。

(委員)

ここで見ることは、別に影響を受けないのではないか。

(委員)

学長となる理事長ということですよ。当分それで進められるであろう。

(議長)

今の定款がそうなので、そういうことで進めざるを得ない。

(委員)

定款変更案が可決されれば、学長の任期はどうなるか。

(事務局)

可決されれば、理事長と学長が分離され、理事長の任期は2年、学長の任期は選考会議の議を経て法人の規程で定められているので、選考会議で学長の任期を決めていただくことになる。現行の理事長兼学長の任期は4年、再任の場合2年で、最大6年間の任期上限となっている。

(委員)

スケジュール的に、選考会議での議決事項の公布はいつごろ行うのか。

(議長)

きょうの議論を踏まえて選考規程を定める。そして速やかに、推薦の募集に入るが、どういうフォーマットで選考を進めていくか、まだ作成途上である。推薦の様式など、実施細則の素案イメージがあれば事務局から配っていただきたい。

(委員)

実施細則では周知期間というか、募集をかけていつまでに締め切るかということ、大体の期間というのを実施細則の中には特に書き込まないという感じであろうか。毎回、この選考会議では、今回についてはこういう状況だから、このようにして周知したらどうかというような感じで決めるということになるのか。他の大学などは周知期間について、実施細則で定めているということではないのか。

(事務局)

他大学では、実施細則に周知期間を書く例はあまりない。告示行為によって、選考会議で決めることとなる。

(議長)

それは、選考会議で、例えば、大体1カ月とか勝手に決めて、告示すると。

(事務局)

そうである。

(委員)

それでは、約1ヵ月間の募集期間とすることになるろう。

(委員)

それくらいでいいと思う。加えて、推薦された候補者は普通、自分はこういう大学運営をしたいんですという、政治で言うところのマニフェストのようなものを出す必要があるのではないか。普通は大学の総長選挙のときは、マニフェストが作られる。マニフェストに対して、みんな投票するわけである。

(委員)

それは、今回の場合でも必要である。

(委員)

我々もそうでないと選考できない。推薦する方は推薦理由を書くが、立候補者側も推薦を受けてマニフェストを作って、実際に面接の際にここでその話をしてもらわないと、評価できない。

(委員)

普通は推薦された本人が、選考会議に対してマニフェストを出す。

(委員)

公約を公表していなかったか。

(委員)

以前はあった。

(事務局)

現行の意向投票の方式では、第1次の候補者になったときに、所信表明を行っている。現行の選考規程第9条に1次候補者になった方は、公開の所信表明を行うということになっている。

(委員)

この第9条の項目は、今回の規程整備でなくなってしまうのではないか。

(委員)

なくなる。

(委員)

なくなるから、どこかに入れるか、ということになる。

(委員)

普通は履歴書と所信表明書はセットになっている。それは、選考会議に対して出す。それ両方見て、選考会議で審議する。

(事務局)

推薦の場合、同意をもとに推薦ということなので、最初に書いていただくことも可能であると思う。

(委員)

後でもいいかもしれないが、面接のときには要る。

(委員)

仮に推薦された方が物すごくたくさん出てきても、1次選考というのはいらないのか。

(委員)

しない。

(委員)

全員に対しての面接を行う。

(事務局)

最初からつけるようにすればいいのではないか。実施細則で定める必要添付書類の一

つとして、本人の所信表明をつけてもらう。推薦されて本人の同意をとると同時に、本人にも所信を書いて出していただくのがいいのではないか。

(議長)

それは実施細則のどこで書くのか。

(委員)

様式の4でフォーマットを示せばいいのではないか。

(事務局)

細則のところに、様式を1つ加えたい。

(議長)

現行の規程における所信表明の趣旨の部分は、実施細則の中で様式を決めて出してもらうということで、事務局には修正をお願いする。

(委員)

この時期に書きづらいであろうなという感想を持つ。

(委員)

別に細かい具体的なことでなくてもいいと思う。理念的なことで書かれてもいいのではないか。特に今の時期なんか、理念的にしか書けない部分も多いであろう。

(委員)

所信表明は学内のウェブなどに載せて、仮に複数の候補者がいたときに、学内の構成員や相手同士で、こういう見解でこう違う人が出ているというのがわかる意味では、所信表明は非常に大事だと思う。その納得感を得るためには。最終的に選考会議で選んだときに、こういう選考理由で、こういう観点から選出しましたという説明のときに、所信表明書が出ておれば、併せて見て納得してもらえる。

(委員)

確かにそういう意味では所信表明というのは信用がある。ただ、従来のような意向投票であったときには、公開の場で所信表明してもらって、それで皆さんの票を入れてもらうということになるが、今回は推薦によるものなので、公開の場での所信表明というのが必要かどうかという点について、考えなくてよいか。

(委員)

皆さんの前で直接はならない。

(議長)

ただ、候補者の所信表明は公開しなければいけないと思う。

(委員)

それはホームページなどで出していただく。特に実際にどこかで直接みんなの前で公開で所信表明をするということは、必要ないということになるろう。

(委員)

ある候補者は、核心に触れたところに踏み込んだ公約を書く可能性があるわけですね。極端に言うと、大学は統合する必要はないと、理事長になったら、大阪市相手でも闘う

からというような、そういうようなことを書いたときに、物すごく高い次元の、これからの大学とはこうあるべきだと書いてる人と、この人を見たときに、そんな人、理事長、学長にはふさわしくないといって我々が判断したらそれでいいのであろうが、なるほどなど、いいこと言ってるのではないかという人も学内にはかなりの数がいるかもしれない。所信表明については、例えばこちらから設問したことに答える程度でいいとか、それではまずいであろうか。

(委員)

面接的にはそういう形になると思うが、所信はそういうわけにいかない。

(委員)

推薦を出してもらった人が、本当に候補として出る気持ちがあるのか、辞退するのということになるので、これは所信表明をどこかに書く必要がある。

(委員)

それは、推薦を受けて、この場に名前がリストされてもいいですよということを本人が承諾したと同時に、自分はこういうことをやりたいという所信を表明するという流れにおいて、承諾書と所信表明は一緒に書けると思う。

(委員)

出た段階で、ホームページ上に、こういう候補者がありました、所信表明こうですということを上げるという段取りになろうか。

(委員)

そうである。

(委員)

所信表明も、今までは、いわゆる投票権を持っている人たちに対してマニフェスト的にお知らせして、それを見て投票権者が選ぶということになっていた。今回は、そうすると、一般の教職員たちの評価と、この選考会議の評価がどれだけずれているのかという、そういう見方をされる可能性がある。多くの人たちが、この人がいいのではないかと、所信表明を見て思ったときに、選考会議が違う理事者を選んだという、その人たちと違う評価を選考会議がしたということがあからさまになるということなので、選考会議の説明責任ということが、より問われるということになるだろうと思われる。

(委員)

違うことはあり得ると思う。国立大学でもそういうことがかつてあったから、それはあり得ると思う。

(委員)

それは大学の今の改革の関係で認識も変わってきたと捉えて、将来的な大学運営に対する考え方でどうあるべきかという所信表明があるので、説明責任は選考理由などを公表して果たしていく。大学の構成員と、選考会議の考えが違って然るべきであろうし、逆にそう言っている人たちが全部正しいとは思わない。なので、その違いが生じるというところは、そういうものだと思ってはつきりさせたいほうがいいかもしれない。

(委員)

それは会社であっても社長を選ぶ委員会をつくって、まさしく選考委員の人たちが議論して次の社長を決めるわけであるので、それは大変な責任を負って社長を選ぶことになる。

(委員)

現実、では投票をやったら、その先生方が本当に責任を持って投票しているかというところ、結構そうではなくて、先生というのは結構、意向が移ったりする人もいるから、そのときの気分でやるけども、実はその人、どこかの大学に異動しちやったりする人、結構いるのではないか。それでは、将来像まで考えて投票をやっているとは言えないなという感想はある。

(委員)

責任上の問題という点では、そのような面では問題はあるが、ただ、客観的な参考資料の一つにはなる。その指標だけで決めるわけにはいかなかったが、やはりどれだけ学内の意向を汲み取れる人物なのかという、一つの指標にはなる。

今回は、推薦方式により行うということなので、公示をして、約1ヵ月間推薦を募って、選考のために所信表明を出してもらって、選考会議としては、また面接も含めて選考していくということによいか。

(議長)

これまで議論のあった所信表明は実施細則のほうでつけもらって、推薦を受けたらそれを書いてもらうことにしたい。先ほど日程調整をしたところ、第2回は12月26日の午前中に開かせていただきたいと思うが、推薦の締め切り日は逆に、それまでに出てきたほうがいいのかと思う。なので、次の選考会議の段階ではこういう人数で、こういう人が出てきているというのがないと、少なくとも、どのようにして選考するのかについてイメージがわからないので、できるだけ速やかに進めて、次回の選考会議のときまでには、候補者の状況を示せるようにしたい。

(委員)

次回の選考会議では、選考そのものを行うのか。

(議長)

候補者数の状況などによって変わってくるかと思う。

(委員)

次回に面接も行うのか。

(議長)

いや、そうではなくて、次の進め方とか、先ほど議論があったように、どういう要件、どういう資質の方が相応しいかと、それぐらいの話になるかと思う。

(委員)

スケジュールには候補者選定の方針、候補者の要件の決定に加え、候補者の選定、面接・審査まで書かれているが、前者までをやるというイメージか。

(議長)

そうである。だから、今の感じでは、面接まで行うのは無理なので、逆に、書面審査ぐらいのところまで少しディスカッションするくらいまでであろう。

(委員)

面接は複数ならもちろんだけど、一人の場合もやるのか。そういうルールになっているかと思うが。

(委員)

一人の場合だったら、選考会議が対抗を連れてこれる。

(委員)

それは必ずしもそうでなくてもいい。

(委員)

一人であっても、選考会議が面接をして、よしとなればその候補を選出しても問題ない。

(委員)

候補がいなかった場合は、選考会議が責任を持って候補者を連れてこないといけないので、とても責任の重いことをやらなくてはならなくなる。

(委員)

大学の将来のことを考えると、ゼロであってほしくない。

(委員)

市大はものすごくポテンシャルが高い。いつもそのように感じている。もう少し自治体との連携が進めば、かなりいいと思う。特に医学部とか、経済とか。

(委員)

私もそう思う。他大学との比較の中でも、ポテンシャルはかなり高い。

(議長)

それでは、規程整備はできるだけ速やかに行えるよう、メール会議で決めさせていただいて、状況を見なければ何ともいえないが、12月26日の午前中にとりあえず第3回の選考会議をさせていただいて、そのときには立候補者の数のイメージの確認と、どんな人が相応しいかということを経験したい。

(委員)

一つ、告示はいつごろ行うのか。

(事務局)

本日の議論を踏まえた規程整備をメール会議で決定して、すぐに告示したい。

以上